

## ■ 今回の事案の原因・問題点と今後の改善策（案）

原因	問題点	改善策（案）
<b>①長期間アスベストが発見できなかったこと</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 12 年及び平成 14 年に土地開発公社が取得する際に建物確認ができていなかった</li> <li>○ 建物取得以降についても気付くことができなかった</li> <li>○ 平成 29 年度及び平成 30 年度の屋根裏のアスベスト調査の際にも、気付くことができなかった</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 買収当時、建物にアスベストが含まれているか否かを調査しなかった(当時、補償の調査は必要性がなかったため)</li> <li>○ 最終的には除却する建物のため、取得以降も積極的な管理は行わなかった</li> <li>○ 建物全体を専門家に確認してもらい調査を実施していなかった(調査箇所を指定した分析調査しかしていない)</li> <li>○ 隣3軒の用地買収を進めることができず、結果的に長期間、建物を所有するに至った</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現在、用地買収の際には所有者にアスベスト除却費を算定した必要な解体費を提示し、アスベストの除却が必要である旨の説明を行い、適切な飛散防止措置をとるよう伝えている。現状有姿で建物を取得する場合は、アスベスト調査を実施する</li> <li>○ 本案件のような現状有姿で用地買収をおこなう建物についても、適切に管理をおこなうことを基本とし、外部へのアスベスト露出の恐れも観点に入れ、老朽化も含め適宜、点検調査をおこなう</li> <li>○ リスクマネジメントの観点から、調査を依頼する際に必要な専門的知識を有した業者を選定し、建物全体を調査する</li> </ul>
<b>②アスベスト調査の方法が法令(大気汚染防止法及び労働安全衛生法)に抵触する恐れがあること</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ アスベストに係る工事では事前の届出を要するが、調査における試料採取時に公園緑地部が指示(採取箇所周辺及び採取箇所を選定する際に、状態確認を行った箇所周辺もスプレーで少し養生しておいてほしい)をおこなったため、当該行為が法令違反に抵触する恐れが生じた</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ サンプルングという認識はしていたが、念のためと思いきりスプレーによる養生の指示をおこなった</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係職員への周知を図るため、研修会や調査のポイントを周知するなど再発防止を徹底する</li> <li>○ 受注者側の技能や実績を確認する方法について検討をおこなう</li> <li>○ アスベスト含有の疑いがある事案が発生した際は、今後の対応について、環境局・建築都市局・施設所管局で、直ちに関係局で会議を開催する</li> <li>○ 同様事例が発生しないよう今回の事例を庁内共有し、各管理対象の建築物について再確認を促し、施設管理者の管理を徹底するため、堺市公共建築物等におけるアスベスト含有建材点検・管理マニュアルを改正する</li> </ul>
<b>③事実と異なる旨の報道提供を行ったこと</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境局等への事前確認をおこなっていなかった</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 報道提供の内容が「全面に飛散防止対策処理を行っていません」と記載したことにより、法令に基づく手続きが不要な試料採取サンプルング行為の範囲を超えるかのような報道提供をしてしまい、誤解を招く情報を発信した</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 報道提供をおこなう際には、事前に関係局へ確認をおこなうなど、しっかりと庁内連携を図る</li> <li>○ また、報道提供のほか、アスベスト処理に係る過程においても庁内連携を図ることを堺市公共建築物等におけるアスベスト含有建材点検・管理マニュアルに記載(改正)し、再発防止を徹底する</li> </ul>